

## 第3回青森市特別職報酬等審議会 会議概要

【開催日時】 平成28年9月27日（火）15:00～15:30

【開催場所】 青森市役所 庁議室

【出席委員】 石田憲久委員、佐々木信一委員、今善樹委員、敦賀仁委員、  
遠藤哲哉委員、森宏之委員、赤石八十郎委員、平山豊和委員、  
《計8名》

【欠席委員】 高橋政嗣委員 《1名》

【事務局】 総務部長 鈴木裕司、総務部理事 加藤文男、総務部参事 山谷直大、  
人事課副参事 太田直樹、人事課主査 出町知行、人事課主事 相馬一毅  
《計6名》

### 【会議次第】

- 1 開会
- 2 審議
- 3 次回日程
- 4 閉会

### 【会議の公開】

「青森市附属機関の会議の公開に関する要領」に基づき、会議は原則として公開することとしており、当審議会においても公開とする。

## 【審議会議事要旨】

### ○太田人事課副参事

それでは、審議会の開催時刻となりました。

会議の議長は審議会条例の規定により、会長が務めることとされておりますので、会長、よろしくお願いたします。

### ○遠藤会長

みなさんこんにちは。

午後の本当にお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

それではただ今から、第3回青森市特別職報酬等審議会を開催いたします。

この会議ですけれども、審議会条例の規定によって、委員の半数以上の出席により成立することとなっておりますので、本日の会議は成立いたします。

それでは、早速ですけれども審議に入りたいと思います。

これまでの会議で、基本的に平成26年審議会の算定方法、考え方を継続することとしておりまして、前回の会議では、その算定方法に現時点での最新の数値を計算項目に当てはめた計算式とその結果について皆様から御賛同いただいたところでございます。

本日の会議ですけれども、皆様に事前に資料等を郵送しておりますので、これまでの考え方をまとめた市長への答申を審議することになりますけれども、まず、この案につきまして事務局から説明していただいて、その後、委員の皆様から御意見等を頂戴したいと思っております。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

### ○山谷総務部参事

それでは説明いたします。

皆様には事前に郵送させていただいております、答申案でございます。

まず、1枚目につきましては市長宛の答申文になります。本文を読みます。

当審議会は、平成28年8月2日に市長及び副市長の給料の額並びに青森市議会議員の議員報酬の額について諮問を受けて以来、公平・中立的な立場から所要の資料をもとに慎重に審議を重ねた結果、次のような結論に達しましたので、ここに答申致します。という本文です。

めくっていただきまして、答申の中身です。

1 審議会の結論ということで、(1)市長等の給料等の額。市長及び副市長の給料の額並びに青森市議会議員の議員報酬の額は、次の表に掲げる改定額が適正である。として、その下に表として記載しております。

表には3列ございまして、1番左側に条例上の現行の額、本則と別表に記載している額、そして真ん中の列に改定額として、当審議会の審議の結論、方針の額として記載しております。

市長・副市長に関しては改定なし、市議会議長については658,000円、市議会副議長については603,000円、市議会議員は580,000円ということになります。

その下です。(2)改定実施時期ですが、改定実施時期については平成29年1月1日とすることが適当である。としてあります。

次のページです。

2 諮問事項ということで、これは市長からの諮問文を要旨として要約したものです。読み上

げます。

平成 26 年度に設置した青森市特別職報酬等審議会において、特別職の給料等に係る適正水準たる金額の算定方法について一定の構築をみたことから、今年度における検討に当たっても平成 26 年度の議論の内容をベースとすることが合理的であると考えます。

この考え方にに基づき、現行の市長及び副市長の給料の額並びに市議会議員の議員報酬の額について見直した場合、適正な額はいくらであるか、改定が必要かどうか、また、改定が必要であるとするとき、その実施時期はいつとすべきか。ということです。

そして、その下の 3 審議内容ということで、当審議会の審議内容の結論をまとめております。通読いたします。

(1) 基本的な考え方。当審議会に対する市長からの諮問文書に記載されているとおり、平成 26 年度に設置された青森市特別職報酬等審議会（以下「H26 審議会」という。）において、特別職の給料等に係る適正水準たる金額の算定方法について一定の構築をみたところであるから、当審議会においても、この議論の内容をベースとすることが合理的であると考えます。

また、H26 審議会が構築した算定方法とその考え方に特段の批判や異論があったとは認識していないこと、H26 審議会が答申した後、現在に至るまでの 2 年の間に、研究者によって特別職の給料等の算定に係る新たな学説や知見が発表されたとは認識していないこと、更にはその 2 年間で H26 審議会の算定方法を覆すだけの大きな経済変動等の要素があるとは認められないことから、当審議会は、基本的に H26 審議会が構築した算定方法とその考え方を継続するものである。

(2) 市長及び副市長の給料の額。上記考え方にに基づき、H26 審議会が構築した算定方法に現時点での最新の数値を当てはめて適正な額を算定することとした。その内容は以下のとおりである。

H26 審議会においては、市長の給料額を決定するに当たり、消費者物価や社会情勢等様々な諸事情を反映させることができることから、他の中核市の市長の給料額を勘案して適正な金額を導くこととした。このとき、財政力指数を始めとする財政状況に係る複数の指数について標準偏差と正規分布曲線を用いて中核市の中で青森市がどの位置に分布しているかを表し、市長の給料の水準は、中核市の市長の給料額に係る正規分布曲線において、財政力指数等に係る正規分布曲線における青森市の分布位置と同様の位置となるよう決定することとした。

そして、当時の財政力指数等に係る青森市の分布位置が、概ね、平均  $\mu$  から標準偏差  $\sigma$  の値を減じた値と平均  $\mu$  から標準偏差  $\sigma$  の値の 2 倍を減じた値との中間であったことから、市長の給料の水準についても、正規分布曲線において同様の分布位置となるよう、1,000,000 円が適正であると決定した。

当審議会において、現時点における最新の数値を用いて各中核市の財政力指数等に係る正規分布曲線を求め、H26 審議会が用いた正規分布曲線と比較したところ、ほとんどの指数について大きな変化は見られず、特に財政力指数にあってはほぼ同様のものであった。

ということで別紙参照としております。別紙につきましては、その一覧の下に、A3 の資料を付けております。

前回の審議会で、資料 15-02 としてお配りしたものと内容的には同じになっております。審議会で議論していただいたときに、お配りした資料については、口頭で説明しましたので書いていませんでしたが、答申案につけた別紙としては、右下のところ但凡例ということで、大きい丸は青森市、小さい丸は他の中核市ですとか、青い線が平成 28 年度のデータ、ピンクの線は

26年度のデータということでその凡例を付けております。

また答申案に戻っていただきまして、したがって、上記H26 審議会の考え方を継続し、市長の給料月額が1,000,000円が適正であると決定するものである。

副市長の給料について、市長の給料月額と副市長の給料月額との差はその職責の違いによるものと考えられるところ、これまでの市長の給料月額に対する副市長の給料月額の比率は、78.8%である。現時点においてこれを変更する特段の事情も見当たらないことから、この比率を維持し、副市長の給料月額は、788,000円と決定するものである。

(3) 市議会議員の議員報酬の額。市長及び副市長の給料の額同様、H26 審議会が構築した算定方法に現時点での最新の数値を当てはめて適正な額を算定することとした。その内容は以下のとおりである。

H26 審議会においては、議員の議員報酬額を決定するに当たり、国会議員の歳費を基準とする考え方、即ち、国家公務員の最高の給料額に対する国会議員の歳費の額の割合を求めて、その割合を青森市に当てはめる方式を採用した。これは、国会法に規定されている国会議員の歳費に係る考え方を踏まえ、市議会議員においては国会議員同様に公選職という身分を有し、重要な職責を担って広範な議員活動が求められていることなどから、選挙で選ばれているわけではない一般職の青森市職員よりも高額な議員報酬を保証すべきであるという趣旨によるものである。

これを算定式に表すと、

$$\frac{\text{国会議員の歳費の額}}{\text{一般職の国家公務員の最高の給料額}} = \frac{\text{青森市議会議員の議員報酬の額}}{\text{一般職の青森市職員の最高の給料額}}$$

となる。このとき、現時点での最新の数値は、国会議員の歳費の額が1,294,000円、一般職の国家公務員の最高の給料額が1,175,000円、一般職の青森市職員の最高の給料額が526,300円であるから、青森市議会議員の議員報酬の額は580,000円と算定される。

したがって、上記H26 審議会の考え方を継続し、議員の議員報酬月額は580,000円が適正であると決定するものである。

議長・副議長の議員報酬月額について、議員の議員報酬月額に対する直近の比率は、それぞれ113.4%と103.9%であるところ、副市長の給料月額を決定した考え方と同様、現時点においてこれを変更する特段の事情も見当たらないことから、この比率を維持し、議長の議員報酬月額は658,000円と、副議長の議員報酬月額は603,000円と決定するものである。

(4) 改定実施時期について。改定の実施時期については、できる限り早期にこの答申内容の実現を図るため、平成29年1月1日とすることが適当である。

次に、4 附帯意見（審議会からの要望）ということで、記載しております。これにつきましては、2年前の答申をベースに、前回の審議会で委員の皆様からいただいた意見を踏まえて、表現しております。

(1) 市長及び副市長の給料並びに市議会議員の議員報酬について、当審議会が答申する額は、本市の実情に応じ、その重要な職責を果たすことの対価として保証されるべき額として算定したものである。したがって、この額を条例の本則に規定した上で、これを特例的に減額しようとするのであれば、当該減額措置については条例の附則において期間を明示し規定するべきである。

(2) 議員報酬については、議会自らが責任を持って、審議会の答申を素材にして議論をするこ

とを要望する。

(3)一般的に市議会議員の活動状況は市民にとってわかりにくいものであるところ、これまで本市の議会活動や議員活動について、市民が理解し評価できるような取組がなされてきたことが認められるが、今後も引き続きそのような方策や体制の構築に取り組まれることを要望する。

以上でございます。

○遠藤会長

ありがとうございます。

今、事務局から詳細に説明がありましたとおり、内容的には、まず基本的な考え方についての御説明がありました。前回の審議会、平成26年度審議会ですけれども、この考え方をベースに最新の数値を当てはめて計算していく方法が妥当であるかどうかについて皆様にお伺いして、前回の会議ではそのような方法でよろしいということになったわけですが、基本的な考え方については説明があり、そして2つ目に市長及び副市長の給料の額についての計算方法について説明がございました。

これは、中核市の市長の給料額に関わる正規分布曲線の中で、財政力指数等に係る正規分布曲線の青森市の分布位置を見て、同様に決まるような決定の仕方をとっているということでございます。

それから、3番目に市議会議員の議員報酬の額について。

これは国会議員の歳費の額と、国家公務員の最高の給料額との対比割合について、当市の一般職の青森市職員の最高の給料額と、市議会の議員の議員報酬の額の割合、同じような割合で位置付けていく、という説明がございました。

そして最後に、改正時期等についての説明でありました。

更に、附帯意見として審議会からの要望事項、これも前回の会議の中で発生した事ではありますが、これを事務局で文章にしたものを説明していただきました。

それでは、ただ今の事務局からの説明を踏まえて、委員の皆様から意見や確認したいことがございましたら出していただけたらと思います。

いかがでしょうか。

○佐々木委員

内容につきましては、いろいろな質問・意見を取り入れていただいて、本当にありがとうございました。

非常にいいのですが、ちょっと強い言葉でいいかどうか疑問に思ったので、4番の附帯意見(2)に前回もありました「議会自らが責任を持って」という言葉がありますけれども、そのような言葉は前のままでいいのかどうかと疑問に思いまして。

どのようなものでしょう。

○遠藤会長

表現の仕方ですね。

○佐々木委員

当然、これを責任持ってやるわけだろうと思いますので、「責任を持って」という箇所が必要か) どういうものかと思ひまして。

○遠藤会長

いかがでしょうか。「責任を持って」という文言がなくても差し支えなければ、取る方向でいきましようか。

事務局では、いかがですか。

○山谷人事課参事

これは一応、2年前の答申と同じ表現ではありますけれども、2年前は確か、当時、議員報酬が非常に議論になっていて、世論とかもあってということで、このような表現になりました。

現状では、佐々木委員がおっしゃるように、ここのフレーズを取るという方向で、もしよろしければ、そのようにさせていただければと思います。

○遠藤会長

委員の皆様、よろしいでしょうか。

前回、いろいろ喧々諤々の件があったので、こういった文言を使っているという事務局説明がございましたけれども、よろしいでしょうか。

では、ここの部分を、このようなかたちで文章を作っていくようにしていきたいと思ひます。

他にございますか。最終答申ですので、よく見ていただいて、もしあれば言っていたきたいと思ひます。

○森委員

スケジュールの確認ですが、改定の実施時期が平成29年1月1日ということですが、これは、10月付けで答申が議会に出されて、当然、予定ですがけれども、改定の実施前に議会で承認されてという流れですか。

○山谷人事課参事

予定でいきますと、市長の答申につきましては、10月中にということと考えております。日程については、また後ほど、御説明いたしますが。

改正が必要という答申内容になりますので、改正の条例案につきましては、次の議会、12月議会の予定となりますので、そこに提案するという事になるかと思ひます。

提案後、12月議会で可決されれば、一般的には12月末に条例の公布ということになりますので、直近に(答申)内容を実現するという事で平成29年1月1日の施行というかたちで、改正条例の内容を提案するという事で考えております。

○遠藤会長

他にありますか。よろしいですか。

では、このような方向で進めていきたいと思ひます。

先ほど、若干、字句の訂正の御提案がありましたけれども、そこを含めて、修正した内容の文責については、最終的に会長の私に一任していただきたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

○委員

お願いします。

○遠藤会長

ありがとうございます。

その他、委員の皆様から意見・御質問あれば、いかがでしょうか。

それでは、他に御質問がなければ、次回の審議会の日程、市長への答申する日程を確認しておきたいと思えます。

事務局案をお願いします。

○太田人事課副参事

次回の審議会は、10月18日火曜日の午後3時から予定しております。

一端、委員の皆様にお集まりいただきまして、その後、市長への答申という段取りで考えております。

後日、文書で御案内いたしますが、委員の皆様の日程調整等よろしく願いいたします。

以上でございます。

○遠藤会長

ありがとうございます。

皆様、お忙しい中とは存じますけれども、日程の調整をよろしく願いいたします。

以上で、本日の審議・議事は全て終了いたしました。

次回は答申ということで、最後の審議会になると思えますけれども、よろしく願いいたします。

それでは、本当にお忙しい中どうもありがとうございました。